

【沖繩及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案及び請願は、いずれもなく、国政調査を行った。

〔国政調査等〕

12月6日（水）、沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、沖繩県における米兵による少女暴行事件、在沖米軍基地と沖繩振興開発、在沖米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の見直し、軍転特措法の見直し、米軍基地の環境汚染対策、米軍用地強制使用、戦争マラリア遺族補償、北方領土問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年12月6日（水）（第2回）

○沖繩県における米兵による少女暴行事件に関する件、米軍基地と沖繩振興開発に関する件、在沖米軍基地の整理・縮小に関する件、日米地位協定の見直しに関する件、軍転特措法の見直しに関する件、米軍基地の環境汚染対策に関する件、米軍用地強制使用問題に関する件、戦争マラリア遺族補償に関する件、北方領土返還推進問題に関する件等について河野外務大臣、中山総務庁長官、高木沖繩開発庁長官、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（水）（第3回）

○沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。